

2022年9月7日

## 普通預金規定の改正について

株式会社 SBJ 銀行(本店:東京都港区、代表取締役社長:富屋 誠一郎)は、普通預金規定を下記のとおり改正いたします。改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

記

- 1. 対象となる普通預金規定
  - (1) 普通預金規定
  - (2) 普通預金規定(無利息型)
  - (3)普通預金規定(メールオーダー型)
  - (4) 普通預金規定(インターネット専用)(2019年9月24日以前にお申込み完了の方)
  - (5) 普通預金規定(アプリ開設型)(2019年9月24日以前にお申込み完了の方)
  - (6)特別金利付与普通預金「普通預金プラス」規定
  - (7)特別金利付与普通預金「普通預金プラス」(インターネット専用)規定
  - (8)特別金利付与普通預金「普通預金プラス」(アプリ開設型)規定
  - (9) 年金受取普通預金「年金プラスa I規定
  - (10) 年金受取普通預金「年金プラスα」(インターネット専用) 規定
- 2. 新規定適用開始時期

2022年10月7日(金)

- 3. 主な改正内容
  - (1) 普通預金規定 10 件を統合し「普通預金共通規定」と「商品ごとの特約規定」を制定いたします。
  - (2) 旧普通預金規定第12条(規定により条番号は異なります)の「お取引の制限」に関し、現状お客さまにお願いしているお取引内容の確認について具体的に記載いたします。
- ※具体的な改正内容は、以下の例示をご確認ください。

## (普通預金共通規定)

- 12. 取引の制限等
- (1) 当行は、<u>職業、事業の内容、取引目的等の</u>預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、当行が指定する情報(以下、「預金者情報等」といいます。)に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報等に変更があった場合には速やかに当行に届出てください。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求め<u>や当行からの連絡依頼</u>に対し、預金者から正当な理由なく当行が 指定した期限までに<u>連絡・</u>回答いただけない場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他預金者が本規定に違反しまたは預金者情報等に照らし預金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明 内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令 及びその他諸法令等への抵触<u>や公序良俗に反する</u>おそれがあると判断した場合には、入金・払戻し等の本規 定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行 の指定する方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金・ 払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたと当行が認める場合、当行は前3項にもとづく取引等の制限を解除します。

改正後の普通預金規定はこちらをご覧ください。

以上

## ◆お問い合わせ◆

SBJ 銀行コールセンター 0120-015-017 (通話料無料) 《受付時間》 平日 9:00~18:00 (土日・祝日・年末年始を除く)